

日団協技術基準 G 労-001-2012

G H S に基づく液化石油ガスの危険有害性情報 の伝達方法—ラベルの作成・使用要領

1. 制定目的

化学物質のリスクアセスメントの普及・定着のため、労働安全衛生規則（以下「安衛規則」という。）が改正され、2012年4月より危険・有害とされるすべての化学物質についてラベル表示及び文書（SDS）の交付、作業場内の表示等が努力義務となった。

液化石油ガス業界においては、すでに文書交付制度に基づきSDSを作成・交付しているが、上記安衛規則の改正に基づき、ラベル、作業場内の表示による情報伝達を行う場合において、液化石油ガス業界内の一体化と周知徹底を図ることを目的として本要領を作成した。

2. 適用範囲

(1) 適用対象者

液化石油ガス法の適用を受ける一般消費者（家庭用及び個人業務用消費者）を除く、液化石油ガスを取り扱う事業所及び消費者に対するものとする。

なお、適用除外となる個人業務用消費者と適用対象となる業務用消費者との区別がつきにくい場合においては、管轄労働基準局等に確認することが望ましい。

(2) 適用対象物質

現在において確認されている液化石油ガス^(注)における含有物質で、安衛規則等にてラベル表示等が規定（努力義務）されている化学物質はプロパン、ブタン、ペンタンとする。

(注) 日本LPガス協会「LPガスの品質に関するガイドライン」で規定する商業用プロパン及び商業用ブタンに適合した液化石油ガスとする。

3. ラベルに関する様式及び作成要領

(1) 様式及び作成要領は、(財)日本規格協会が発行した「JIS Z 7253(2012) G H S に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」（平成24年3月25日制定）に基づき制定し、記載項目については下記7項目とし、知り得る情報で確認の取れる事項について記載した。

- ①危険有害性を表す絵表示
- ②注意喚起語
- ③危険有害性情報

- ④注意書き
- ⑤化学品の名称
- ⑥供給者を特定する情報
- ⑦その他国内法令によって表示が求められる事項

(注)含有量の記載は幅表示が認められているが、記載幅は10%を超えてはならない。

- (2) 液化石油ガス業界で使用するラベルの一般的な様式として、次項に記す通り標準様式を定め、各供給者（作成者）において、当該標準様式通り又は標準様式を基に記載内容の追加・変更等を行ったラベルを作成し表示することとする。

4. ラベルの標準様式

- (1) ラベルの標準様式は、日団協にて作成した次の1種類とする。

「液化石油ガス」用 : 1種類

- (2) 標準様式は、液化石油ガス業界で使用するラベルの一般的な様式として作成されたものであり、本来は供給者毎に記載必要事項（7項目）について調査等を行い、ラベルを作成すべきであるが、当該標準様式の「会社情報」欄（記載必要事項空欄）に必要事項を記載するだけで使用可とする。なお、各供給者にて、当該記載内容に追加又は変更の必要があれば、標準様式の記載内容を事業者の責任において追加又は変更を行わなければならない。

- (3) 本基準においては、プロパン、ブタンが主成分である液化石油ガスについて規定していることから、 $C_3 \cdot C_4$ 成分等でプロパン、ブタンと異なる成分（プロピレン・ブチレン等）を主成分としたガスを供給する場合又はプロパン・ブタンの混入成分として記載する必要があると判断した場合については、各供給者にて別途作成するか又は標準様式に追記又は変更等を行い使用することとする。また、液化石油ガス中の1,3-ブタジエン含有量が0.1wt%以上の場合は、労働安全衛生法の表示・文書交付対象物質となるので、標準様式の「危険有害性を表す絵表示」等、必要個所の追記又は変更等を行うとともに対応したラベルを作成・貼付する必要がある。

- (4) 標準様式は、日本国内にて使用することを前提（安衛法に準拠）としたものであり、国外向けについては、別途各供給者にて作成することとする。

5. ラベルの作成者

ラベルは、供給者が作成・表示するとされている。（努力義務）

6. ラベルの使用目的

ラベルは、以下の目的のために作成・表示されたものであるため、この目的に適するように使用・普及を図るものとする。

- ①製品の供給者は、労働災害防止のため化学物質の危険性又は有害性及び安全のための予防措置等を含めた安全に関する情報資料を受領者に提供する必要がある。
- ②受領者は、製品の危険又は有害な性質等について、労働者及びその他関係者の理解を深めるとともに、製品に関する適切な取り扱いを促進し、もって労働災害等の防止を図る必要がある、これに資するための情報資料として活用するものが必要である。

供給者：化学品（液化石油ガス）を受領者に提供する者。

受領者：保管、取扱い、処理、包装など産業用又は業務用に使用するために化学品（液化石油ガス）を供給者から受領する者。

7. ラベル表示等による情報伝達方法

【ラベル表示】

- ・液化石油ガスを事業者に譲渡・提供するときは、標準様式通り又は標準様式を基に記載内容の追加・変更等を行ったラベルを作成し容器への貼付を原則とするが、すべての容器への貼付は困難なため、供給先の容器置場等にラベルを掲示もしくは容器に結び付ける。

【作業場内の表示による情報伝達方法】

- ・液化石油ガスを作業場内で取り扱うときは、作業場にラベルを掲示するか、SDSを備え付ける。

(1) 容器に液化石油ガスを充てんして供給する事業者がラベルを作成することとする。

(2) ラベル表示等を行う事業者は以下とする。

- ①高圧ガス保安法適用液化石油ガス製造、販売又は消費事業者
- ②液化石油ガス法適用液化石油ガス販売事業者
- ③ガス事業法適用事業者
- ④高圧ガス保安法第3条（適用除外）に該当する液化石油ガス消費事業者
- ⑤液化石油ガス法適用液化石油ガス業務用消費者（個人の業務用消費者除く）

(3) なお、次の供給先等事業者又は消費者は交付先から除外することとする。

- ①製造又は輸入会社間での取引における取引（供給）先事業者
- ②液化石油ガス法適用一般消費者

（注）但し、供給先等から交付の要望があれば交付する。

(4) ラベル供給時は、供給者において次の事項を記録する。

- ①交付年月日
- ②交付先名称
- ③交付者氏名

制定日

本基準の制定日は、2012年7月25日とする。

制定・改訂の趣旨

- (1) 化学物質のリスクアセスメントの普及・定着のため、安衛規則が改正され、2012年4月より危険・有害とされるすべての化学物質についてラベル、作業場内の表示及び文書（SDS）の交付、作業場内の表示等が努力義務となったため、2012年7月25日において制定した。